

議案第 27 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに  
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の8.94」を「100分の10.18」に改め、同項第2号中「31,300円」を「37,400円」に改め、同項第3号ア中「20,500円」を「23,500円」に改め、同号イ中「10,250円」を「11,750円」に改め、同号ウ中「15,375円」を「17,625円」に改める。

第16条の5中「、650,000円」を「、660,000円」に改める。

第16条の5の5第1項第2号中「10,500円」を「11,100円」に改め、同項第3号ア中「6,800円」を「6,900円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「5,175円」に改める。

第16条の5の9中「、240,000円」を「、260,000円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.93」を「100分の2.74」に改め、同項第2号中「12,200円」を「11,600円」に改め、同項第3号中「6,000円」を「5,700円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「21,910円」を「26,180円」に改め、同号イ（ア）中「14,350円」を「16,450円」に改め、同号イ（イ）中「7,175円」を「8,225円」に改め、同号イ（ウ）中「10,762円」を「12,337円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同号ア中「15,650円」を「18,700円」に改め、同号イ（ア）中「10,250円」を「11,750円」に改め、同号イ（イ）中「5,125円」を「5,875円」に改め、

同号イ（ウ）中「7, 687円」を「8, 812円」に改め、同項第3号中「545, 000円」を「560, 000円」に改め、同号ア中「6, 260円」を「7, 480円」に改め、同号イ（ア）中「4, 100円」を「4, 700円」に改め、同号イ（イ）中「2, 050円」を「2, 350円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 075円」を「3, 525円」に改め、同条第2項後段中「21, 910円」を「26, 180円」に、「7, 350円」を「7, 770円」に、「14, 350円」を「16, 450円」に、「4, 760円」を「4, 830円」に、「7, 175円」を「8, 225円」に、「2, 380円」を「2, 415円」に、「10, 762円」を「12, 337円」に、「3, 570円」を「3, 622円」に、「15, 650円」を「18, 700円」に、「5, 250円」を「5, 550円」に、「10, 250円」を「11, 750円」に、「3, 400円」を「3, 450円」に、「5, 125円」を「5, 875円」に、「1, 700円」を「1, 725円」に、「7, 687円」を「8, 812円」に、「2, 550円」を「2, 587円」に、「6, 260円」を「7, 480円」に、「2, 100円」を「2, 220円」に、「4, 100円」を「4, 700円」に、「1, 360円」を「1, 380円」に、「2, 050円」を「2, 350円」に、「680円」を「690円」に、「3, 075円」を「3, 525円」に、「1, 020円」を「1, 035円」に改め、同条第3項後段中「21, 910円」を「26, 180円」に、「8, 540円」を「8, 120円」に、「14, 350円」を「16, 450円」に、「4, 200円」を「3, 990円」に、「15, 650円」を「18, 700円」に、「6, 100円」を「5, 800円」に、「10, 250円」を「11, 750円」に、「3, 000円」を「2, 850円」に、「6, 260円」を「7, 480円」に、「2, 440円」を「2, 320円」に、「4, 100円」を「4, 700円」に、「1, 200円」を「1, 140円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和6年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。